

瀬谷小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止に向けた本校の考え

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号 第1章総則 定義 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての本校の基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識するとともに、他者の長所等を発見することを通して、互いに認め合いながら、自己実現を目指して成長する。いじめは、その健やかな成長を阻害し将来に向けた希望を失わせる危険性をはらむ、最も身近な人権侵害であるとの認識に立つ。

本校では、いじめはどこでも、また誰にでも起こる可能性のあるものとしてとらえる。その上で、いじめの起きにくい温かな学校風土を醸成するとともに、子ども自身にいじめを許さない規範意識と人権意識を育てていく。また、いじめを早期に発見し迅速にかつ毅然と対処し、その解決・解消に向けて保護者や地域と協働しながら取り組んでいくことが、子ども自身の力を高める機会となるととらえていく。

2 「瀬谷小学校いじめ防止対策委員会」の設置と活動改定

(1) 構成

- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、対象児童の担任、学年主任を中心に構成する。必要に応じて学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家も加わる。

(2) 運営

- ・いじめの疑いがあった段階で直ちに本委員会を開催し、組織的に対応する。また議録の作成・保管を行う
- ・月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。

(3) 活動内容

① 未然防止～いじめが起きにくい、またいじめを許さない風土づくり。

- ・いじめ防止に関する教職員の資質向上に必要な研修を計画的・継続的に実施する。
- ・一人で抱え込まずに、様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- ・必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等外部機関を活用した事業の計画を行う。
- ・本校いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童及び保護者に周知する。

② 早期発見・事案対処～迅速かつ組織的な対応と支援

- ・定例会では、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。また、解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況について、報告・検討する。
- ・教職員が相談を受けたり外部からの情報提供等でいじめ（「疑い」を含む）を察知したりした場合は、校長が本委員会を緊急に招集する。情報の迅速な共有、関係児童等に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握を行い、いじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導・支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に決定し、実施していく。
- ・いじめ事案（「疑い」含む）に対する情報収集・記録は、すべて本委員会として行う。

③ 取組の検証～改善へのたゆまぬ努力

- ・年度末または必要に応じて、本方針に基づく取組を点検・検証し、見直しおよび修正を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処の具体的な方法

(1) いじめの未然防止

- ・自分の思いを発信したり友達の思いを受け止めたりすることができる温かな人間関係に基づいた学級経

営を充実させる。

- ・異学年交流を充実させ、児童それぞれに年齢相応の役割意識と思いやりの心を醸成する。
- ・すべての子どもが「できた」「わかった」と実感できる授業づくりを推進する。
- ・児童が主体的に取り組むことが出来る特別活動や行事を設定し、児童の自己有用感を育てる。
- ・人権教育、道徳教育を充実させ、「だれもが安全で安心して豊かに」生活できるための環境を整える。
- ・児童同士が、いじめを許さない学校づくりに向けて主体的に活動できる児童会活動を行う。
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業に取り入れるなど、お互いを認め合える学級風土づくりや自ら問題を解決できる能力を身につける取組をする。
- ・児童や保護者から信頼され、相談しやすい教師であるための、教育相談研修を行う。
- ・ネットを介したいじめの未然防止のため、児童への情報モラル教育の実施と保護者への啓発を行う。
- ・全児童に学年に応じた規範意識を身に着けさせるために「非行防止教室」を実施し、友達の安心を脅かす行為はいじめであるとの認識がもてるようにする。

(2) いじめの早期発見

- ・周囲にいじめがあると思われるときは、子ども同士進んで声をかけ合うとともに、教師や大人に相談することを理解させる。
- ・子どもや保護者に、いじめの相談の窓口として、学級担任以外にも、児童支援専任教諭や特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校カウンセラー、学校管理職等がいることを知らせる。
- ・いじめの定義理解を含む職員研修を実施し、教職員のいじめに対する感性を高める。
- ・学年研究会等で情報を共有し、児童支援専任教諭に情報を集約するいじめを見逃さない体制をつくる。
- ・YP アセスメントを年2回実施し、学級の状況を分析・把握し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
- ・記名式・無記名式のいじめ早期発見のための生活アンケートを実施し、必要に応じたきめ細かな教育相談を実施する。
- ・休み時間等を用いた教育相談等を継続的に実施する。
- ・学校説明会や学級懇談会等を用い、保護者や地域への啓発活動を行うとともに、情報収集の機会とする。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめを受けた児童及び保護者に寄り添いながら、いじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明し、支える。
- ・いじめに関係した児童及び保護者に指導方針を伝えるとともに、いじめ解消やいじめを受けた児童との関係修復への道筋を示し、支える。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄の警察署と相談・連携して対処する。
- ・必要に応じて、児童相談所、少年相談保護センター、区役所、医療機関等の専門機関との連携を行う。

(4) いじめの解消

いじめの解消は、児童や保護者からの申告だけでなく、教師による組織的な行動観察や情報収集にもとづき総合的に判断する。基本的には、次の2つを満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 具体的な教職員研修

- ・様々な課題を抱える児童に対する理解を深める研修を行い組織とした一貫した対応がとれるようにする。
- ・YP アセスメント研修を行い、学級の状況の把握や、児童理解および教師の自己理解を図る。
- ・全職員が児童へ一貫した指導を行うことができるように、学校のきまりを職員共有し、児童に必要な性を伝えた上で推進する。

(6) 地域との連携

- ・「瀬谷中ブロック学校運営協議会」で、いじめ問題や本校の課題について報告共有し、地域や有識者の支援

を仰ぐとともに協働する。

- ・「学校運営協議会」「主任児童委員との懇談」を活用し、主に学校外でのいじめの防止や早期発見のための情報提供の依頼を行う。

(7) 取組の年間計画

| 月 | 取組内容 | 取組内容（年間） |
|-----------|--|---|
| 4・5 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針（いじめの定義含む）の共通理解【随時】 ・重点指導、継続指導の引き継ぎ、確認 ・家庭訪問の実施 ・学校説明会、学校運営協議会等で基本方針説明 ・学級懇談会・家庭訪問等を通しての保護者との連携 ・児童会「瀬谷中ブロック子ども会議テーマ ～想（おもい）～相手と心から向き合おう～」の話し合い ・非行防止教室・SNS教室の実施に向けての検討 ・記名式のいじめ早期発見のための生活アンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・道徳、各教科等の授業で、安心安全な学校生活の推進 ・子ども一人ひとりの状況に応じた指導と支援 ・児童との教育相談の継続的な実施 ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの計画的な実施 ・中学校ブロック推進委員会での取組状況・方針の共有 ・校内いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ・学校カウンセラーによる教育相談 |
| 6・7 | <ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント第1回を実施し集団や個人の状況を把握 ・非行防止教室の実施（各学年） | |
| 6～9 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育等に関する研修、児童理解研修、人権研修の実施 ・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） ・個人面談・教育相談の実施 ・校内いじめ防止研修 ・長期休業明けの適応指導と教育相談で人間関係の変化等を把握 | |
| 10～ 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・YP アセスメント第2回目の実施と検討 ・人権月間に向けての取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式のいじめ早期発見のための生活アンケートの実施と教育相談) | |
| 1～3 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報の整理と引き継ぎ ・「学校いじめ防止基本方針」の検証・修正 | |

4 重大事態への対処

次のような場合は、重大事態が発生したものとみなし、報告・調査する。また、直ちに教育委員会に報告する。

- 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 法第28条第1項2号「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められたとき」（年間30日を目安とするが、状況や状態等個々のケースを十分検討する。）
- 児童や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し立てがあったとき

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本校いじめ防止対策委員会は、年度末、または必要に応じて、年1回以上、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直しおよび修正を行う。

平成26年3月18日策定
 平成29年3月23日改訂
 平成30年2月28日改訂
 令和3年3月25日改訂
 令和4年3月25日改訂
 令和5年3月25日改訂
 令和6年3月27日改訂